

生事連 8 号

令和 6 年 1 月 5 日

新潟県支部

富山県支部

石川県支部

福井県支部 御中

小売酒販組合 御中

全国酒販生活協同組合

(公 印 略)

令和 6 年能登半島地震にかかる特別取扱いについて

この度の地震被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、標記につき、4 県に災害救助法の適用が決定されたことに伴い、地震災害見舞金の請求にかかる特別取扱いを以下の通りに実施しますので、傘下組合井へのご周知方宜しくお願い致します。

別紙の通り、災害救助法の適用地域については、規約上定められている関係官署の罹災証明書の提出を省略できるものとし、損害程度の判断は地区長が行い、請求時の必要書類は、共済金請求書（地区長の被害証明を記載したもの）に写真等を添付して請求できるものとします。

※【規定 要約】

- ・支給要件・・・地震・噴火・津波により 100 万円以上（建物と生活動産を含めた額）の損害があった場合。（生活動産の被害額が把握できない場合は、建物の損額の額が 60 万円を超えた時に、建物と生活動産を合わせて 100 万円の被害があった者と看做す。）

※共済金請求書の備考欄に、「全壊」・「半壊」・「一部損害」のいずれかを明記し提出



1月1日 22時00分公表

令和6年1月1日  
内閣府政策統括官（防災担当）

令和6年能登半島地震にかかる  
災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要  
令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県、富山県、石川県及び福井県は 35市11町1村 に災害救助法の適用を決定した。

|             | 自治体名 | 市         | 町         | 村        | 計         |
|-------------|------|-----------|-----------|----------|-----------|
| <u>1</u>    | 新潟県  | <u>13</u> | <u>1</u>  | <u>0</u> | <u>14</u> |
| <u>2</u>    | 富山県  | 9         | 3         | 1        | 13        |
| <u>3</u>    | 石川県  | 10        | 7         | 0        | 17        |
| <u>4</u>    | 福井県  | 3         | 0         | 0        | 3         |
| <u>4県合計</u> |      | <u>35</u> | <u>11</u> | 1        | <u>47</u> |

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市  
河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、  
鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付  
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋  
TEL 03-5253-2111（内線51276）  
03-3503-9394（直通）